

# 佐藤委員提出資料

## 石狩市手話に関する基本条例素案たたき台に対する修正案

### 前文の修正

手話は、国際的には障害者権利条約（仮訳）で、国内では改正障害者基本法において、言語と位置づけられた。言語は人間を繋ぐコミュニケーションの基礎をなし、知識を蓄え、文化を創造するなど人類の発展に大きく寄与してきた。日本の手話も、音声言語である日本語とは異なるが、日本語とは対等な言語として、音が聞こえない、聞こえづらい人が使う言語である。手話は、ろう者が社会の一員として基本的人権を享受し、人間の尊厳及び生活水準の向上を確保するうえで不可欠である。この手話を市民が理解し、使いやすい環境にしておくことは、ろう者の社会参加及び社会貢献を促進し、さらに市民全体に益する共生社会の実現を促進するであろう。よってここに、手話を言語と認知し、市民の手話への理解の広がりを通じて、幸せを実感できる石狩市を目指し、この条例を制定する。